

商工会カード特約

第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が全国商工会連合会(以下「全国連」という)と提携して発行するクレジットカードを商工会カード(以下「本カード」という)と称します。

第2条(カードの発行)

商工会会員、並びに全国連、都道府県商工会連合会及び商工会の役員、青年部員及び女性部員、並びに以上に準ずると全国連が認めた方(以下一括して「対象資格」という)が、本特約とセゾンカード規約を承認し本カードご利用のお申込みをされ、当社が本カードのご利用を承諾した方(以下「会員」という)に、本カードを発行いたします。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。

第3条(会員資格の喪失)

セゾンカード規約第23条(会員資格の喪失等)に次の事項を追加します。

(1)⑩会員が、対象資格を取り消されたとき。

第4条(カード規約)

本カードについては、セゾンカード規約に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第5条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。